

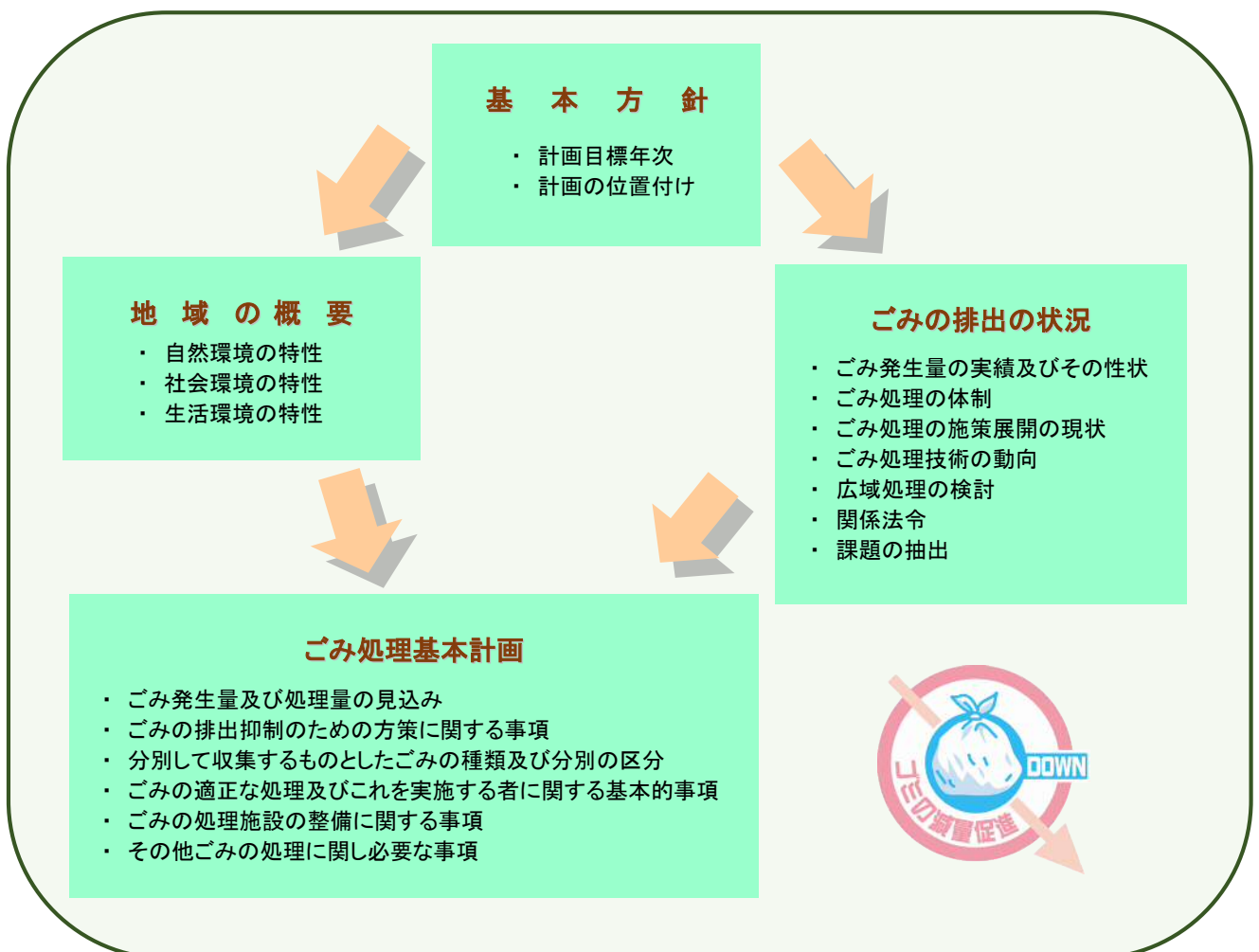
ごみ処理基本計画

◆ ごみ処理基本計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の第1項の規定により、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければなりません。
- ごみ処理基本計画は、市町村が長期的・総合的な視点に立って、計画的にごみ処理の推進を図るための基本方針となるもので、ごみの発生・排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正処理を進める上で必要な基本的事項を定めるものです。
- ごみ処理基本計画は、10年～15年の長期的視点に立ったごみ処理の基本となる処理計画と、これに基づき各年度ごとに、ごみの発生・排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処理、処分を定めるごみ処理実施計画から構成されます。
- 計画の条件の変更や、合併等を行う市町村は新たに策定する必要があります。

◆ ごみ処理基本計画の策定の手法

- ごみ処理基本計画は大きく分けて次に示す4つの構成で策定します。



◆ 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(環境省告示第34号の見直し)平成28年1月21日

- 廃棄物処理法第五条の二第1項に基づき環境大臣が定める基本方針の見直し

【一般廃棄物の減量化の目標量】

一般廃棄物については、平成24年度に対し、平成32年度において、排出量を約12%削減し、再生利用量を約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する。



- 地方公共団体の役割・国の役割（概要）
市町村は一般廃棄物処理事業を、以下のとおり実施することとしています。
 - ① 適正な循環の利用や処分を進める上での必要性を踏まえ、広域的な取り組みを図る。
 - ② コスト分析及び情報提供を行い、分析結果をさまざまな角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるように努める。
 - ③ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制・再生利用等を進めるため、ごみ処理の有料化を図る。
 - ④ 災害時においても適正な処理体制が確保できるよう、研修等を通じて人材教育に努める。
また、国において、コスト分析手法、有料化の進め方等を示すことなどを通して、地方公共団体の取り組みの支援に努める。
- 一般廃棄物処理施設の整備
一般廃棄物処理施設の整備について、発生抑制及び適正な循環の利用を推進するための明確な目標を設定した上で、地域における循環型社会を形成するための総合的な計画となるよう一般廃棄物処理計画を作成して実施する。また、災害廃棄物の処理について、広域的な連携体制を築くとともに、広域圏ごとに一定程度の余裕を持った施設整備を進めることが必要である。

◆ ごみ処理基本計画策定指針 平成28年9月

- 策定指針に基づき、次の事項を考慮した計画の策定を行います。
 - 〈3R化推進のための支援ツールの活用〉
 - ・ 市町村における循環型社会づくりに向けた、一般廃棄物処理システムの指針
 - ・ 一般廃棄物処理有料化の手引き
 - ・ 一般廃棄物会計基準
 - 〈一般廃棄物処理計画（既計画）の点検、見直し、評価〉